

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月20日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下秀幸

1. 調達内容

(1) 調達物品及び数量	船外設置用カメラシステム
(2) 調達物品の仕様	入札説明書による。
(3) 納入期限	令和7年5月15日
(4) 納入場所	入札説明書による。
(5) 入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」または「電気・通信機器類」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
G R C 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「高所カメラ入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「高所カメラ入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和7年1月10日までに上記③あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめて、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も隨時受け付

け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 応札仕様書に関する事項

競争参加者は、本物品を納入できることを証明する応札仕様書等を提出しなければならない。

(1) 応札仕様書等 入札説明書による。

(2) 提出場所 3. ①に同じ。

(3) 提出期限 令和7年1月21日 17時00分

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所 令和7年1月27日 11時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
GRC横浜ベイリサイチパーク会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年1月24日 17時00分
3. ①に同じ。

7. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構O B）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願ひいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plodge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 件名 船外設置用カメラシステム
2. 数量 1式
3. 仕様 遠洋かつお釣漁船に搭載し、自動で魚群の映像を取得できる機器とし、以下に記す仕様を満たすこと。
 - (1) カメラ
 - ①有効画素数がフル HD (1920×1080) 以上であること。
 - ②光学 10 倍以上のズーム倍率を有すること。
 - ③撮影に必要な最低照度が 0.2 lx 以下であること。
 - ④広角時の画角が水平方向 45° 以上、垂直方向 35° 以上であること。
 - ⑤絞り機能はオートフォーカスだけではなく、手動調整も可能であること。
 - (2) 動作・耐環境性
 - ①風波や主機関等の作動による振動の除去が可能なスタビライザー機能を有すること。(波の揺れ等の振動以外は除去の対象としない。)
 - ②旋回部を有し、水平方向に 360° 、垂直方向に-90° ~90° 以上角度に可動でき、遠隔により操作が可能であること。
 - ③当機構が用意した架台（縦 4400mm, 横 3300mm）に装着できること。
 - ④IP66 準拠以上の防水・防塵機能を有し、風雨や風浪による波しうきに耐えうること。
 - ⑤風速 40m/秒程度まで使用可能であること。
 - ⑥耐衝撃性を有し、船体の振動に耐えうこと。
 - ⑦デフロスター等の結露対策が施されていること。
 - ⑧重耐塩仕様で海水の飛沫に耐えうこと。
 - ⑨ワイパーおよびウォッシャー液の噴霧機能を有し、ウォッシャー液用タンクと本体までの揚程が 15m 程度となっても対応できること。また、カメラ本体(距離:最大 15m)と接続するホースを用意すること。
 - ⑩船舶機器へのノイズ対策が施されていること。
 - ⑪0~50°C の温度範囲で使用可能で、機器本体の発熱対策が施されていること。
 - ⑫船舶で使用可能な電源 (AC100V, AC200V) で動作可能なこと。規格に合わない場合は、コンバータ等を用意すること。また、電源は機関部から取得する。機関部からカメラ本体までの電源ケーブル (最大 30m) を用意すること。
 - ⑬20型モニタで撮影中の動画をフル HD サイズでリアルタイムに確認できることとし、受注者がモニタを用意すること。

(3) 記録

- ①レコーダーで撮影した動画を mp4 等のファイル形式で保存できることとし、受注者が 10TB レコーダーを用意すること。また、カメラ本体からブリッジ（最大 30m）まで配線するカメラの電源および通信ケーブルを用意すること。
- ②レコーダーから外付けの記録媒体にデータの抜き取りが可能であること。外付けの記録媒体として、10TB のハードディスクとし、6 台用意すること。

(4) その他

- ①カメラ操作や撮影条件の変更等を専用の操作盤等から行えることとし、受注者が操作盤等を用意すること。
- ②国内メーカーが製造したカメラであること。
- ③船舶への取り付け実績を有すること。

(5) 設置および動作確認

- ①上記一式を開発調査センターが用船する遠洋かつお釣漁船のレーダーマスト頂上の架台にカメラ本体を、アッパー・ブリッジ周辺の指定する場所にウォッシャー液タンクを、それぞれ取り付け、ボルト等で確実に固定すること。なお、ボルト用の穴を船体側に開ける時は調査員と相談すること。マウントやバンド等の固定に必要な資材は受注者が準備すること。
- ②ブリッジ内の指定する場所にモニタ、レコーダーおよび操作盤等を取り付けること。船体の揺れでモニタ等が転倒しないように固定すること。
- ③船内作業の邪魔にならないようにカメラ本体とブリッジ内のモニタ、レコーダーおよび操作盤等を配線・接続すること。また、レコーダー、PC、モニタおよび操作盤の接続に必要な HUB やケーブル類は受注者が準備すること。
- ④カメラ本体およびウォッシャー液の電源は機関部より取得し、配線・接続すること。コンバータを使用する際は船舶機器にノイズの影響を及ぼさない機関部の指定する場所に設置すること。
- ⑤接続後、動作確認を行った上で調査員に使用方法を伝達すること。

4. 納入場所　　開発調査センターが用船する遠洋かつお釣漁船

5. 納入期限　　令和 7 年 5 月 15 日

6. その他　　詳細については担当職員の指示に従うこと。